

富 環 廃 第 1 1 0 号
平成 17 年 2 月 3 日

静岡県知事 石川 嘉延 様

富士市長 鈴木 尚



富士市新環境クリーンセンター建設事業に係る
環境影響評価方法書の意見の概要について（送付）

のことについて、静岡県環境影響評価条例第13条の規定に基づき、下記のとおり送付しますので、お取り計らいの程よろしくお願ひします。

記

1 方法書公告・縦覧について

- (1) 公告 平成16年12月14日
- (2) 縦覧期間 平成16年12月14日（火）から平成17年1月13日（木）
- (3) 縦覧場所
 - 1) 富士市役所廃棄物対策課
 - 2) 富士市青葉台公民館

2 意見書について

- (1) 意見書提出期間 平成16年12月14日（火）～平成17年1月27日（木）
- (2) 意見書の提出先 富士市役所廃棄物対策課

3 意見書の提出数

1通（廃棄物対策課へ持参）

4 送付書類

- (1) 当該意見書の写し
- (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (3) 当該意見書に記載された意見についての事業者の見解を記載した書類



二調査内容に関する意見二

番号	意見																																				
	大気汚染の測定は終日連続測定ですか？それとも JIS 規定の測定方法ですか（下表参照） JIS 規定の測定方法では測定地点・回数（日数）ともサンプル数が少なすぎて、全体を確認し、安全性／安定性を保証し、説明するには資料不足ではないかと思います。																																				
	<p>大気汚染のうち、焼却施設の稼働に伴う大気汚染の富士市提案の測定方法 業者に委託されるであれば正確を期するためには複数業者が望ましい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th><th>測点</th><th>測定地点</th><th>調査回数</th><th>JIS 測定方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素酸化物</td><td rowspan="2">5地点</td><td rowspan="5">いずれも 事業予定地 及び周辺</td><td rowspan="4">7日連続×4季 (春夏秋冬)</td><td>KO104</td></tr> <tr> <td>粉じん</td><td>KO302</td></tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td><td colspan="3" rowspan="2">4地点</td><td>KO103</td></tr> <tr> <td>塩化水素</td><td>KO107</td></tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td><td>1日×4季 (春夏秋冬)</td><td>KO311</td></tr> <tr> <td>臭気濃度</td><td>2地点</td><td>事業予定地周辺</td><td>4季(春夏秋冬)</td><td>判定の基準は何ですか</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素（温室効果ガス）</td><td></td><td>事業予定地</td><td>稼動定常時に達した時</td><td>JIS KO304</td></tr> </tbody> </table>					測定項目	測点	測定地点	調査回数	JIS 測定方法	窒素酸化物	5地点	いずれも 事業予定地 及び周辺	7日連続×4季 (春夏秋冬)	KO104	粉じん	KO302	硫黄酸化物	4地点			KO103	塩化水素	KO107	ダイオキシン類	1日×4季 (春夏秋冬)	KO311	臭気濃度	2地点	事業予定地周辺	4季(春夏秋冬)	判定の基準は何ですか	二酸化炭素（温室効果ガス）		事業予定地	稼動定常時に達した時	JIS KO304
測定項目	測点	測定地点	調査回数	JIS 測定方法																																	
窒素酸化物	5地点	いずれも 事業予定地 及び周辺	7日連続×4季 (春夏秋冬)	KO104																																	
粉じん				KO302																																	
硫黄酸化物	4地点			KO103																																	
塩化水素				KO107																																	
ダイオキシン類	1日×4季 (春夏秋冬)		KO311																																		
臭気濃度	2地点	事業予定地周辺	4季(春夏秋冬)	判定の基準は何ですか																																	
二酸化炭素（温室効果ガス）		事業予定地	稼動定常時に達した時	JIS KO304																																	
1	<p><提案></p> <p>施設を含む定点観測点（東西南北）を設置、自動計測／リアルタイム同時常時表示する装置は不可能か（機器性能／経済性）上記の設備設置ができれば次の問題はクリアできます。</p>																																				
2	<p>5地点（4地点）の測定サンプリング時間は決められています？それは何時ですか？朝凪時・夕凪時の配慮はされていますか？当然風下の方へ影響が大きいと思います。測定箇所の選定は現地での試行確認／実績が説得しやすいと思います。</p> <p><提案></p> <p>実稼働までには十分な時間も有りますので地元の方の意見を入れて、決定して下さい。現地に吹き流しを設置し（できれば予定の煙突高さ）住民に風向きを実感してもらうなど。朝凪風・夕凪風時間帯の風船の追跡などの方法もいかがでしょうか。</p>																																				
3-1	<p>粉じんの測定方法について、有害性浮遊物質は量に関係なく検出されないといけない。フィルターの精度とメンテナンスによりますが無害性浮遊物質は大きさと量が関係します。測定には粉じんの大きさの条件が加わります。住民を説得させるには十分な根拠がないと思います。有害性と無害性浮遊物質の永年にわたる蓄積汚染に対する不安が現地の被害者意識に繋がっています。</p>																																				
6-1	<p>臭気濃度の測定については確立されていないように思います。方法を教えてください。</p> <p><提案></p> <p>特に生ゴミなどの発酵と不完全燃焼により臭いの発生が主と思われる。有害なガスで目が痛い、のどが痛いなど、オキシダントなどによる症状の苦情は高温焼却排煙の定常時には出ません。</p>																																				

＝施設計画に関する意見＝

番号	意見
3-2	<p>＜提案＞</p> <p>粉じんを確実に排除するため、排気の最終端にアクアフィルターの設置をお願いしたい。この施設については設備投資と空気処理と異なる排水処理・管理が発生します。</p>
4	<p>＜提案＞</p> <p>窒素酸化物と硫黄酸化物はアクアフィルターで除去後、触媒の働きでアンモニアと反応させ、分解、硝安肥料 (NH_4NO_3) の原料に活用検討されたい。また水と反応した硫酸 H_2SO_4 とアンモニアと反応させ、硫酸アンモニア (NH_4SO_4) を硝安の原料活用も検討されたい。</p>
5	<p>塩化水素と硫黄酸化物は苛性ソーダ水溶液に接触させ、除去する。</p>
6-2	<p>＜提案＞</p> <p>特に生ゴミなどの発酵と不完全燃焼により臭いの発生が主と思われる。有害なガスで目が痛い、のどが痛いなど、オキシダントなどによる症状の苦情は高温焼却排煙の定常時には出ません。</p>
7	<p>二酸化炭素（温室効果ガス）については焼却施設が稼働し定常時に達した時となっています。有機物を燃やせば必ず CO_2 が排出される。排出量を減らす方法を考えないといけない。</p> <p>＜提案＞</p> <p>焼却施設の始動・停止時に不完全燃焼によるガスが不安定で、この時の近辺の苦情も多い。立ち上がり／停止時の状態を説明してください。</p>